

業務委託契約書（案）

委託業務の名称 令和6年度3.11キャンドルナイト催行業務
委託料の額 金 円也
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円也)
契約保証金の額 金 円也
委託期間 契約締結日から令和7年3月25日まで

上記の委託業務について、「福島県」を発注者とし、「 」を受注者として、次の各条項により委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 受注者は、別紙「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を行うものとする。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、発注者受注者協議して定めるものとし、軽微なものについては発注者の指示によるものとする。

（契約の保証）

- 第2条 受注者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- 2 受注者は、現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。
- 3 受注者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。
- 4 発注者は、受注者が財務規則第228条の規定によりこの契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、福島県財務規則第229条第1項各号の規定により納付を免除することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（着手届）

- 第4条 受注者は、本契約の締結後、速やかに委託業務に着手し、委託業務着手届（第1号様式）により、発注者にその事実を届け出なければならない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(総括責任者)

第6条 受注者は、統括責任者を定め、総括責任者通知書(第2号様式)により、その氏名、その他必要な事項を発注者に必ず通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 統括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(委託業務実施状況の報告等)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更)

第8条 発注者は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、発注者受注者協議して定める。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者受注者協議して定める。

(損害負担)

第10条 委託業務の実施に関して発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のため必要を生じた経費は受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者受注者協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第11条 受注者の責めに帰すべき事由により期限内に業務委託を完了する見込がないときは、

受注者は、その事由を付した書面をもって、発注者の履行期限の延長を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者が期限後相当の期限内に業務委託が完了する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から遅延日数1日につき委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の遅延利息を徴収することを条件として当該期限を延長することができる。

（検査及び引渡し）

第12条 受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務完了届（第3号様式）を、その後遅滞なく当該委託業務の処理成果を記載した業務実績報告書に収支決算書を添えて発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。
なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第13条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、委託業務完了後において、受注者に委託業務により発生した収入があると認めるときは、受注者に対しその額の返還を命じるものとする。

（契約の解除）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき
- 三 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の

防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 四 受注者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。
- 五 前各号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと発注者が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を発注者に納付しなければならない。又、契約解除により発注者に損害を及ぼしたときは、発注者が算定する損害額を受注者は発注者に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りではない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由により第10条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、発注者が前条の規定により契約を解除したときは、受注者は、第1項の違約金に当初の履行期限の翌日から発注者が契約解除の通知を発した日（受注者から解除の申出があったときは、発注者がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(財産の帰属)

第16条 受注者の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、発注者に帰属するものとする。

(財産処分の制限等)

第17条 受注者は、委託業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に当たり、受注者が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 委託業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、発注者の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払いにより収入があったときは、発注者に納付しなければならない。

4 委託業務の実施に伴い取得した財産のうち、発注者が指定したものについては、受注者はこれを発注者に返還するものとする。

(談合による損害賠償)

第18条 発注者は、この契約に関し受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、受注者はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、発注者が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、発注者は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、委託業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約終了後もまた同様とする。

(個人情報保護)

第20条 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、発注者の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

住所 福島県いわき市平字梅本15番地
発注者 福島県
氏名 福島県いわき地方振興局長 半澤 浩司

住所
受注者
氏名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、発注者より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」等に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

- 第9 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について発注者の指示に従うものとする。

(調査監督等)

- 第10 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。
- 2 受注者は、前項における報告について、発注者が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

- 第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

- 第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)に委託してはならない。
- 2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

- 第13 受注者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

- 第14 受注者又は受注者の従事者(受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

- 第15 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。